



# 防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp  
営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

## 社内回覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 4 月度理事会の概要  | ..... | 1 |
| <b>情 報</b>  |       |   |
| ◎消防庁告示第7号（官報第6022号）平成25年4月9日<br>総務省告示第189号～191号（官報第6028号）<br>平成25年4月17日<br>総務省告示第209号（官報第6039号）平成25年5月7日<br>..... |       | 5 |
| ◎東京消防庁新指針（日本経済新聞）平成25年4月19日<br>高層マンションの火災避難、非常エレベータ利用を .....  |       | 6 |
| ◎総務省消防庁（朝日新聞）平成25年5月12日<br>防火に新「安全マーク」、消防の審査復活、対象施設を拡大<br>.....   |       | 7 |
| <b>事務局だより</b>   |       |   |
| ・組合の主な予定  | ..... | 8 |
| ・組合員情報  | ..... | 8 |
| ・共済制度について   | ..... | 8 |
| ・注文は今後も FAX で   | ..... | 8 |

## 4 月度理事会の概要

開催日時： 平成25年4月26日（金）14時00～16時00分

開催場所： 日本防災設備協同組合事務局  
文京区本郷1-15-6

理事総数： 10人

出席役員数： 9人

### (1) 理事長挨拶

お忙しい中、理事会に参集いただきありがとうございます。  
それでは、只今から4月度理事会を開催します。宜しく、お願い  
します。

### (2) 業務報告

#### ① 事務局運営・渉外

- ・ 4月18日（木）
- ・ 4月23日（火）平成24年度決算に関する会計監査実施。
- ・ 第46回組合通常総会（5月23日）までのスケジュールに  
ついて確認。

#### ② 広報

防災組合ニュース4月10日号 発行。

#### ③ 教育

新年度の教育事業の計画につて、関係者に打診調整中。

#### ④ 福利厚生・企画

特になし。

#### ⑤ 財務

売上は予算をほぼ達成したが、売上利益率が厳しく、残念なが

ら組合員出資に対して配当をするには至らなかった。

⑥ 共同購買

- ・財務報告の通り目標原価率確保が厳しい状況であった。このような中であって、各位のご協力により売上目標達成できたことを感謝します。
- ・共同購買アンケートについて、設問に問題ありとのことで、今回のアンケートは見送られた。

⑦ 開発

特になし。

⑧ 研究部会

- ・50周年記念事業の実施について賛否をとり、本理事会にて実施することに決まった。
- ・記念事業の内容・進め方については引き続き検討する。

⑨ 青年部会

6月21日青年部総会の予定。

⑩ 防排煙設備検討委員会

- ・4月11日検討委員会実施。
- ・建築設計業界からの要望により実施予定の、同業界の若手への講習会（7月）の準備中。

⑪ 支部運営促進

- ・4月19日（金）東京第3・千葉合同支部会開催  
出席者7名。本部より広江副理事長、岡野事務局長出席。  
平成24年度会計報告並びに平成25年度の支部活動について話合いが行われた。

⑫ その他の事業

特になし。

### (3) 議案の審議

- 第1号議案 新年度予算案について  
藤岡財務担当が欠席のため、大塚専務理事より内容説明があり、予算案は承認された。
- 第2号議案 新年度事業計画について  
内容の一部変更・文章の平易化など、意見はあったが原案通り承認された。
- 第3号議案
- ・平成24年度共同購買事業協力会社、上位10社に感謝状及び商品券を贈呈する。・・・承認。
  - ・組合員の永年勤続（9名）に表彰状及び記念品（商品券）を贈る。・・・承認。
- 第4号議案 第46回総会役割分担について決めた。

### (4) その他

- ・次回理事会 6月11日又は12日（火又は水）  
移動理事会の場所等の計画担当は広江副理事長に  
願います。

# 平成25年4月度業務報告

| <u>・月 日 (曜)</u> | <u>・内 容 等</u>                         | <u>・来局理事等</u>     |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------|
| 3月21日 (木)       | 3月度理事会 (文京シビックセンター5階B会議室)<br>業務決裁     | ・・・ 藤岡副理事長        |
| 3月26日 (火)       | 業務決裁                                  | ・・・ 大塚専務理事        |
| 3月28日 (木)       | 業務決裁                                  | ・・・ 藤岡副理事長 (会社にて) |
| 4月 8日 (月)       | 業務決裁<br>防災組合ニュース (4月10日号)             | ・・・ 大塚専務理事        |
| 4月 9日 (火)       | 業務決裁                                  | ・・・ 藤岡副理事長 (会社にて) |
| 4月10日 (水)       | 第46回通常総会日の公告<br>(組合事務所掲示及び防災組合ニュースにて) |                   |
| 4月11日 (木)       | 防排煙設備検討委員会 (於・文京区民センター)               |                   |
| 4月12日 (金)       | 小出会計事務所 (経営診断)                        |                   |
| 4月18日 (木)       | 三役会議 (於・組合事務所)                        |                   |
| 4月19日 (金)       | 東京第3・千葉合同支部会 (於・上野東天紅)                |                   |
| 4月23日 (火)       | 会計監査 (於・文京シビックセンター)                   |                   |
| 4月26日 (金)       | 4月度理事会 (於・組合事務所)                      |                   |



2013.4.19

# 高層マンションの火災避難

## 非常エレベーター利用を

東京消防庁 新指針

高層マンションやビルで火災が発生した際に高齢者らが逃げ遅れるのを防ぐため、東京消防庁は18日、非常用エレベーター

での避難を推奨することを決めた。防火設備のある一時避難区域の近くにある非常用エレベーターについては避難誘導に活用するよう建物所有者に求める。

東京消防庁によると、火災時は階段で避難するのが基本で、煙の流入や人が殺到する危険性が高いエレベーターでの避難

は控えるのが一般的だ。同庁は防煙機能などに優れた非常用エレベーターは火災時に活用すべきだと判断した。

非常用エレベーターは、原則高さ31メートルを超える建物に設置が義務付けられている。火災時に消防隊員が消火や救助活動で昇降するために使うことを想定している。

高層ビルが増え、高層階での火災も増加。15階以上の階で発生した火災は2000年の6件から11年は41件に増えた。

都の火災予防審議会は18日、「階段での避難が困難な高齢者らが高層建物で逃げ遅れる懸念が高まっている」として、非常用エレベーターを「避難誘導用エレベーター」として活用するよう同庁に答申した。

一時避難のために防火設備が整った区域を各階に設けることも求めた。

# 防火に新「安全マーク」

広島県福山市で1年前に発生し、10人が死傷したホテル火災を受け、総務省消防庁は、防火基準を満たす宿泊施設などに交付する新たな「安全マーク」(新マーク)を来年度にも導入する方針を固めた。

## 消防の審査復活 対象施設を拡大

現行制度では対象外の小規模施設も含め、建築基準法上の防火基準を満たしているかについて施設の利用者が確認できるもので、10年前に廃止された旧「適マーク」に近い制度となる。

昨年5月に火災が起きた福山市の「ホテルプリンス」は、老朽化が進んだ小規模な施設だった。火災後、消防法に基づく消火栓用電源の不備が判明。煙の拡散を防ぐ防火区画や避難階段の不備など建築基準法上の問題点も多数指摘されていた。

このため消防庁は、宿泊施設などの利用者に火災時の危険性を判断してもらうには、施設側の自主点検を前提とする現行制度の見直しが必要と判断。小規模施設も対象とし、防火戸の設置や耐火構造への配慮などを求めた建築基準法上の防火基準もチェックする、新

| 旧「適マーク」制度   | 防火セイフティマーク制度  | 新「安全マーク」制度               |
|---|---|--------------------------|
| 1981~2003年9月  | 03年10月~   | 14年度以降                   |
|  |  |                          |
| 防火対策の安全マーク制度  | 防火器具点検済証  |                          |
| 対象施設  | 対象施設  | 対象施設                     |
| 収容人員30人以上かつ3階建て以上の宿泊施設、一定面積以上の劇場、デパートなど   | 不特定多数が利用する300人以上収容の施設。屋内に階段がひとつで地下または3階以上にある施設も対象                                 | 収容人員30人以上かつ3階建て以上の宿泊施設など |
| 点検項目  | 点検項目  | 点検項目                     |
| 消防法と建築基準法上の防火基準   | 消防法上の防火基準   | 消防法と建築基準法上の防火基準          |

制度の導入方針を決めた。新たなマークの対象となる宿泊施設などは、収容人数30人以上で3階以上。福祉施設も対象とすることを

検討する。同庁の専門家の検討部会で協議している新制度案では、施設側が建築士ら有資格者に点検を依頼したうえで、各自自治体の消防署などに申請。消防の書類審査などで建築基準法や消防法に基づく防火対策を講じていると判断されれば、マークが交付される。

旧適マーク制度は、1980年に45人が死亡した栃木・川治プリンスホテル火災を受けて翌81年に制定。消防が年一回立ち入り検査をし、消防法や建築基準法上の防火基準を満たしている施設にマークを交付していた。

しかし2001年に東京・歌舞伎町で、日適マーク

の対象外だった雑居ビルで44人が死亡する火災が発生。消防庁は03年9月末に旧適マークを廃止し、同年10月から現行の「防火セイフティマーク」制度(防火対象物定期点検報告制度)を導入した。

この制度では歌舞伎町火災の教訓を踏まえ、階段が一つしかない雑居ビルの飲食店や風俗店といった施設も対象に。一方で、福山のような小規模施設は対象外となり、消防の審査を簡素化する狙いもあって、旧適マークが検査対象とした建築基準法の防火基準を要件から外した。

また、施設による任意の点検を原則とし、施設側が消防法に基づいて、設備点検を実施したと消防側に報告すれば、審査などを経ずに防火セイフティマークの表示を認めている。

新マーク制度には、施設側の申請に疑問点があれば消防が立ち入り検査する規定が設けられるものの、定期的な立ち入り検査については、消防側のマンパワーの問題もあり、盛り込まれない方向という。

(青木兼司、毎日)

## 事務局だより

### ◎組合の主な予定

5月23日 通常総会（第46回）

6月21日 青年部通常総会

### ◎組合員情報

本社移転 (株) プロサス

新住所 〒162-0041

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地

早稲田松浦ビル5階

TEL 03-5272-9994

FAX 03-5272-9797

### ◎共済制度について

#### ●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

#### ●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

#### ●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

### ◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。